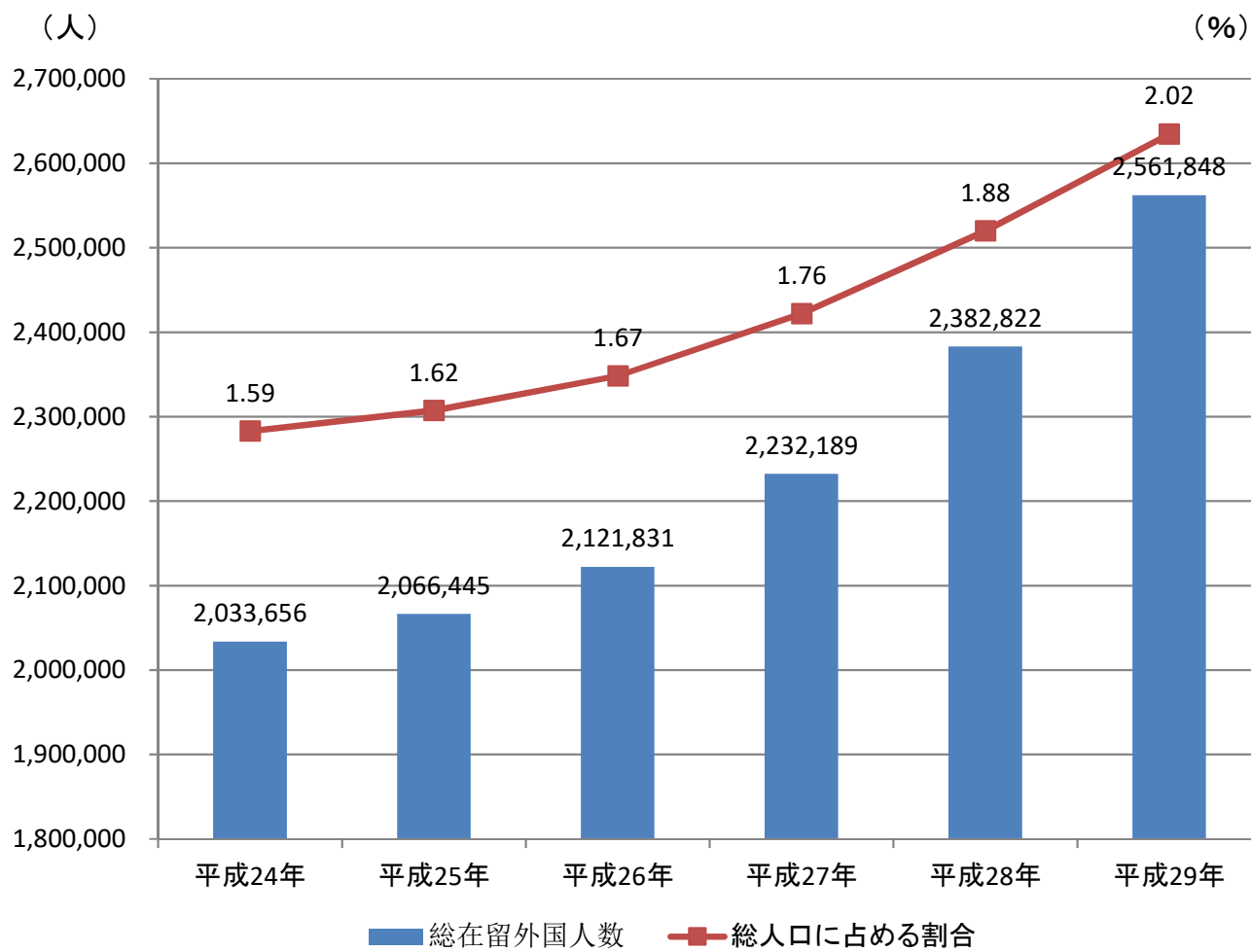


外国人労働者の現状について

総在留外国人数と我が国の総人口に占める割合の推移

- 国内における総在留外国人数は、平成20年のリーマンショックから平成23年の東日本大震災後にかけて一時減少傾向にあったものの、平成29年末現在、約256万人（総人口に占める割合：2.02%）となり、過去最高を更新。
- 対前年増加数は約18万人（対前年増加率7.5%）で5年連続の増加。



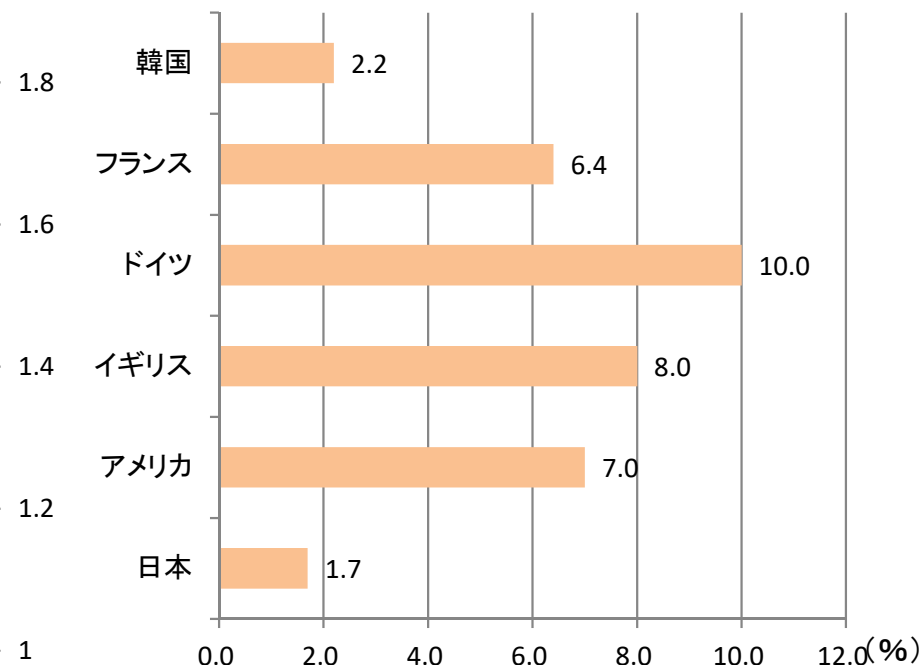
資料出所：法務省「在留外国人統計」

(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 本数値は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注3) 我が国の総人口に占める割合は、総務省「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

2 諸外国の総人口に占める外国人割合（平成26年現在）



資料出所：労働政策研修・研究機構

入管法上の在留資格

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約146.0万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約27.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約49.6万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約30.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約3.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

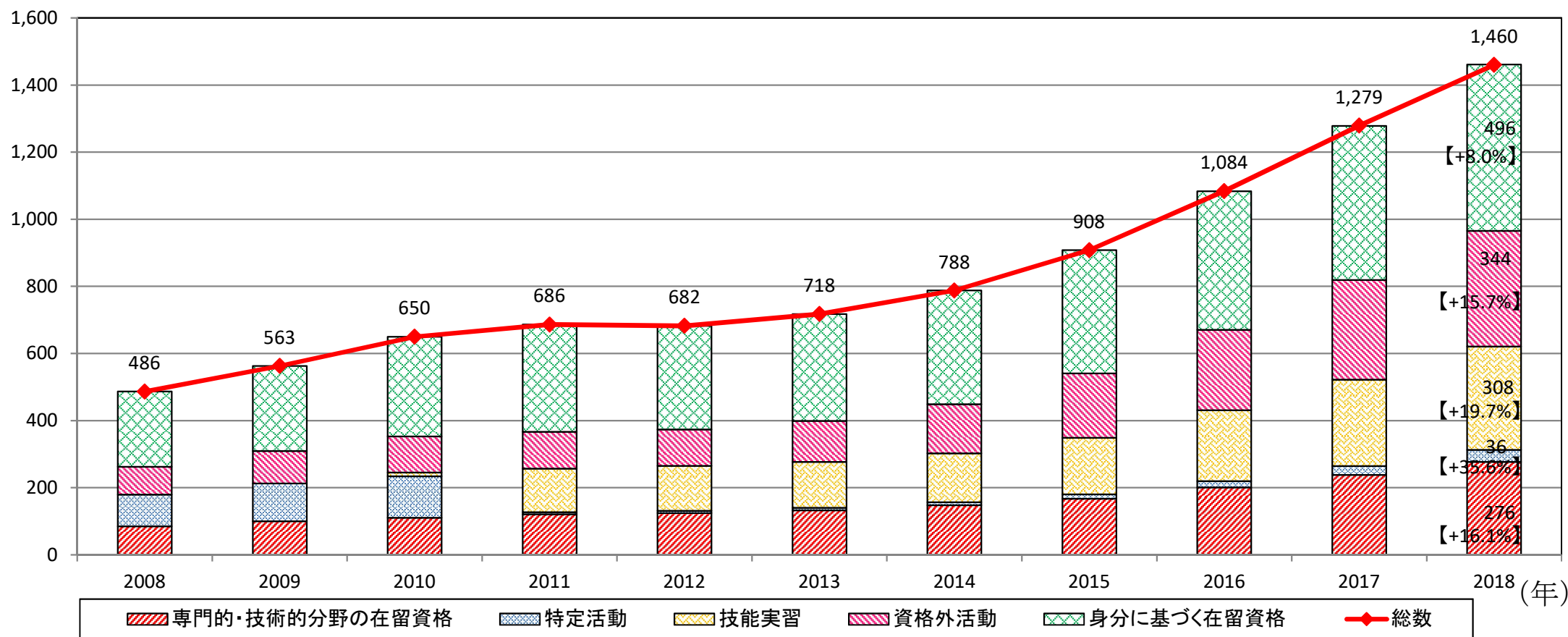
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、平成30年10月末時点で過去最高の146万463人。
- 在留資格別にみると、「特定活動」(35.6%)、「技能実習」(19.7%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(16.1%)の伸び率大きい。

(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

注1：【】は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

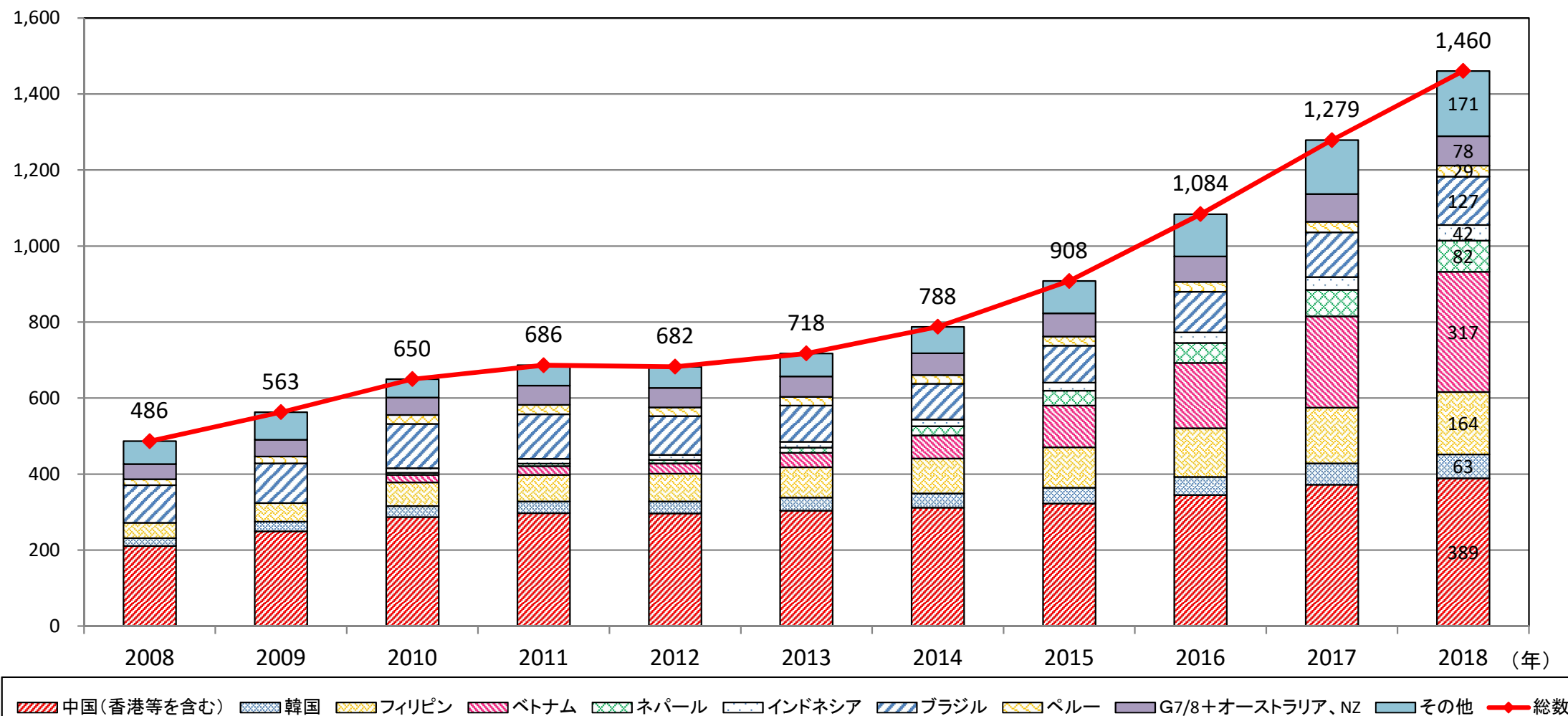
注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。

注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則、週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に直近の状況をみると、中国が最も多く389,117人で、外国人労働者全体の26.6%を占めている。次いで、ベトナムが316,840人（同21.7%）、フィリピンが164,006人（同11.2%）の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で76,581人（31.9%）と大幅に増加している。また、インドネシアについては同7,427人（21.7%）、ネパールについては同12,451人（18.0%）増加している。

（単位：千人）



日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が45.1%、次いで「資格外活動（留学生等）」が39.4%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が60.0%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が79.5%となっている。

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1, 460, 463	276, 770	495, 668	308, 489	35, 615	343, 791
中国	389, 117	103, 237	103, 827	84, 063	4, 660	93, 315
韓国	62, 516	27, 893	22, 828	85	3, 138	8, 564
フィリピン	164, 006	9, 827	117, 125	29, 875	5, 073	2, 098
ベトナム	316, 840	31, 979	12, 405	142, 883	4, 570	124, 988
ネパール	81, 562	9, 041	3, 665	399	3, 573	64, 875
インドネシア	41, 586	3, 766	5, 434	24, 935	3, 020	4, 431
ブラジル	127, 392	863	126, 162	105	42	217
ペルー	28, 686	97	28, 440	54	22	72
その他	248, 758	90, 067	75, 782	26, 090	11, 517	45, 231

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

外国人雇用事業所数の推移

- 外国人を雇用する事業所数は平成30年10月末時点で過去最高の216,348か所。
- 特に平成26年以降は毎年約2万事業所ペースで増加。

単位（事業所）

250,000

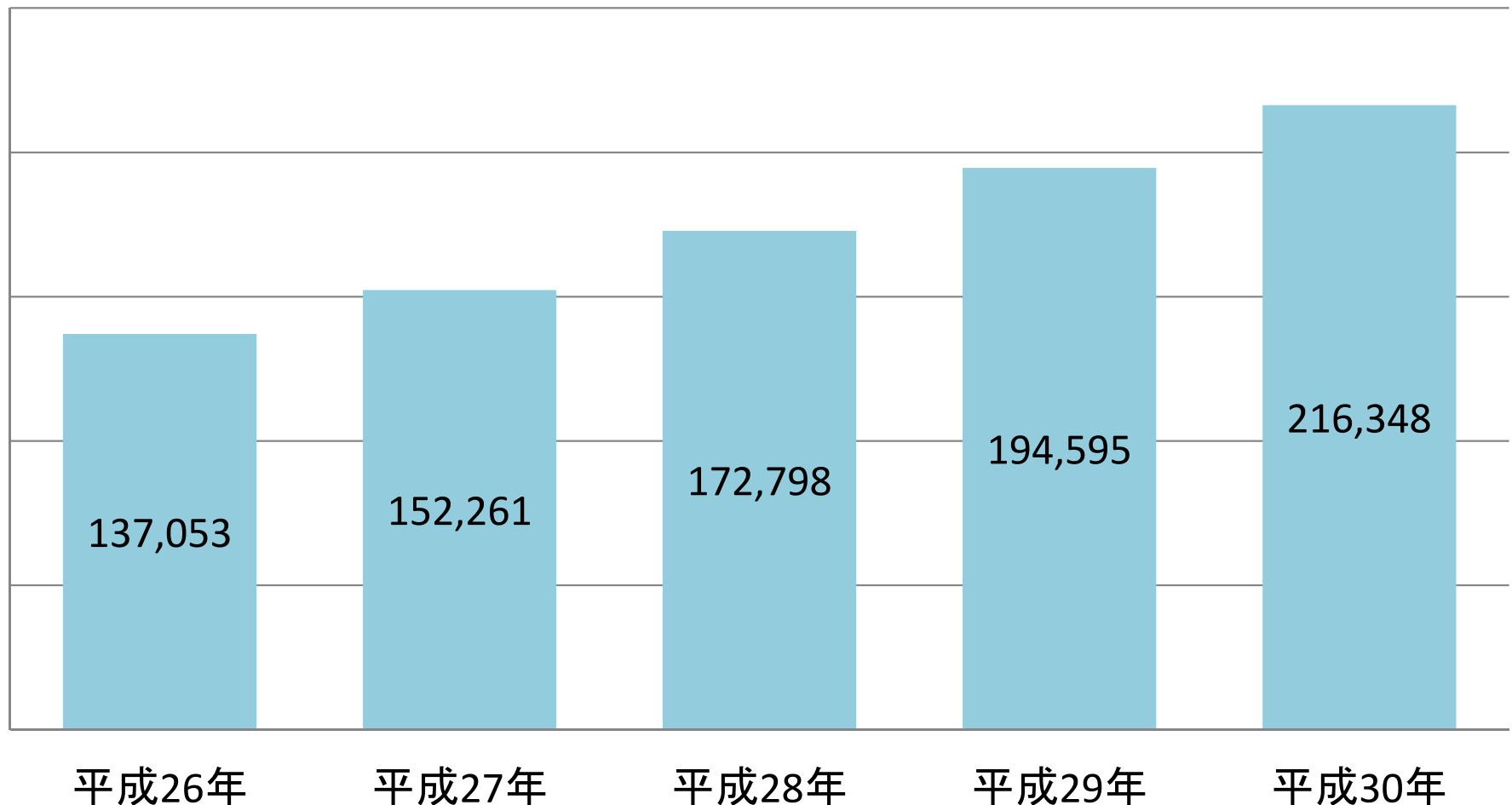
200,000

150,000

100,000

50,000

0



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」